

# 「フィンテックによる多様な金融サービスの提供」関係

---

2019年2月18日  
金 融 庁

# 資金移動業の送金上限について

## 2. フィンテック / キャッシュレス化

以下の項目等について検討

(略)

- 銀行を経由しない送金の容易化
  - 個人間で、スマホ一つで簡単に送金できるよう、銀行を介さないでもスムーズに送金できるよう制度的障害を取り除く（具体的には「資金移動業」の規制（送金上限100万円）を含む金融法制を見直すことで、個人や中小企業が銀行ATMの利用よりも安価でかつWEB上等で送金が可能になる）。

(略)

## (参考) 送金サービス提供者に関する日英比較

- 英国の送金サービス提供者は、1回当たりの決済額に我が国のような制限はない一方で、高額・企業間決済も扱うリスクを踏まえた規制となっている。

	英国の送金サービス (payment institution)	日本の送金サービス (資金移動業者)
参入形式	認可制	登録制
取扱可能な「決済」の範囲	制限なし	1回100万円以下に限る
利用者資金の保持	① 具体的な送金指図を伴わない利用者資金は <b>受入不可</b> ② 利用者資金は、運用・技術上必要とされる以上の期間、 <b>保持されるべきでない</b>	① 具体的な送金指図を伴わない利用者資金について規定なし(資金決済法) ② 利用者資金の保持期間について規定なし(同上)
破綻リスクの低減 (財務)	自己資本額 12.5万ユーロ (1,600万円)以上	特になし

高額・企業間の決済は、決済の確実な履行の確保が重要であるため、現行の資金移動業と銀行の間に新たな類型を設ける検討をしていきたい。

# 銀行と送金サービス提供者（資金移動業者）

		銀行	送金サービス提供者 (資金移動業者)	【参考】 英国の送金サービス提供者 (payment institution)
参入形式		免許制	登録制	認可制 (authorisation)
取扱可能な「決済」の 範囲		制限なし	1回100万円以下に限る	制限なし
利用者資金の滞留		制限なし (預金)	制限なし 出資法との関係で送金に関連した 資金のみ滞留することとなるが、 資金決済法においてその取扱いに 関する明文の制約はない	具体的な送金指図を伴わない 利用者資金は受入不可 利用者資金は、運用・技術上 必要とされる以上の期間保持 されるべきでない
破綻リスクの 低減	財務	最低資本金 (20億円) 自己資本比率基準 早期警戒制度・早期是正措置	特になし 「適正かつ確実に遂行するために 必要と認められる財産的基礎」	自己資本額 12.5万ユーロ (約1,600万円) 以上
	業務範囲	固有業務・付随業務・ 他業証券業・法定他業に限定	特になし 他に行う事業が公益に反しないこと	特になし 他に行う事業に係る法令に従うこと
破綻時の対応 (利用者資金の保全)		預金保険料を保護の原資と する預金保険制度 (公的セーフ ティネット) 原則1,000万円まで (決済 債務は全額) 保護 名寄せの準備義務	供託等義務 ある1週間の最高要履行保証額の 全額以上を翌週中に供託 (最低1,000万円)	保全義務 (受入日の翌営業日未を超え 保持する場合) 分別管理の上、 銀行預金もしくは当局が承認 した安全資産への投資 保険・保証

# 前払式支払手段の払戻しについて

前払式支払手段の換金・返金については、前払式証票規制法には規定がなく、また、換金・返金が行われる場合に、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）によって禁止される「預り金」に該当する疑義があるとの指摘がある。

前払式支払手段を利用しなくなった場合に換金・返金が行われることは、利用者にとって利便性がある。EUにおいては電子的な第三者型の前払式支払手段については電子マネーとして整理され、電子マネーは利用者利便のため換金・返金が義務づけられている。

前払式支払手段の換金・返金が義務づけられる場合だけでなく、自由に行われる場合には、前払式支払手段の性格を変えることになるとの考え方もある。また、換金・返金が自由に行われる場合には、前払式支払手段を用いて為替取引を行うことが可能となるとの考え方や、要求払預金と同様の役割や信用創造の役割を有するとの考え方もある。これに対し、前払式支払手段は財・サービスの前払であり、換金・返金が行われても「預り金」に該当するとは考えられないとの考え方や、換金・返金が行われるとしても信用創造の役割は限定的であり問題は少ないとの考え方もある。

これらを踏まえ、前払式支払手段の換金・返金は、原則として禁止することとし、利用者の利便性を考慮して例外的に換金・返金を行うことができること、たとえば、地域限定の前払式支払手段について利用者が当該地域から転出する際の換金・返金など一定の場合に限って認めることや、為替取引としての利用に結びつかないよう一定期間中の発行総額に対する一定割合までの換金・返金を認めることが適当と考えられる。また、事業者が事業を廃止するなどの場合には、換金・返金を義務づけることが適当と考えられる。

前払式支払手段の譲渡については、現在規制されておらず、換金・返金が原則として禁止されるのであれば、譲渡により不正送金や脱法行為が生じるリスクは低いと考えられ、引き続き規制の必要はないと考えられる。しかし、譲渡が自由に行われ、換金・返金も自由に行われる場合は、為替取引としての機能を有することも考えられ、前払式支払手段としての性格を変えることとなるため、資金移動サービス（後述）として事業が行われると整理することが適当と考えられる。



## 【背景】

- 日本再興戦略改訂2014（2014年6月24日閣議決定）（抄）

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催等を踏まえ、キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性の向上を図る

- キャッシュレス化に向けた方策（2014年12月26日関係省庁取りまとめ）（抄）

前払いカードの外国人観光客などへの払戻しに関する資金決済法の適用について明確化する



## 【改正内容】

上記を踏まえ、下記の下線部を改正。

（払戻しが認められる場合）

第四十二条 法第二十条第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一・二 （略）

三 保有者が前払式支払手段を利用することが困難な地域へ転居する場合、保有者である非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）が日本国から出国する場合その他の保有者のやむを得ない事情により当該前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合

## [資金決済に関する法律]

（保有者に対する前払式支払手段の払戻し）

第二十条 前払式支払手段発行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前払式支払手段の保有者に、当該前払式支払手段の残高として内閣府令で定める額を払い戻さなければならない。

- 一 前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合（相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により当該業務の承継が行われた場合を除く。）
- 二 当該前払式支払手段発行者が第三者型発行者である場合において、第二十七条第一項又は第二項の規定により第七条の登録を取り消されたとき。
- 三 その他内閣府令で定める場合

（略）

5 前払式支払手段発行者は、第一項各号に掲げる場合を除き、その発行する前払式支払手段について、保有者に払戻しをしてはならない。ただし、払戻金額が少額である場合その他の前払式支払手段の発行の業務の健全な運営に支障が生ずるおそれがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

## [前払式支払手段に関する内閣府令]

（払戻しが認められる場合）

第四十二条 法第二十条第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 基準日を含む基準期間における払戻金額（法第二十条第一項及び第三号の規定により払い戻された金額を除く。次号において同じ。）の総額が、当該基準日の直前の基準期間において発行した前払式支払手段の発行額の百分の二十を超えない場合
- 二 基準日を含む基準期間における払戻金額の総額が、当該基準期間の直前の基準日における基準日未使用残高の百分の五を超えない場合
- 三 保有者が前払式支払手段を利用することが困難な地域へ転居する場合、保有者である非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）が日本国から出国する場合その他の保有者のやむを得ない事情により当該前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合

### G7による将来的な基準強化の検証の結果（仮訳）

効果的にテロ資金供与へ対処するために、2016年5月、G7 仙台財務大臣・中央銀行総裁会議において「テロ資金対策に関する G7 行動計画」が採択された。この行動計画は、(i) 情報交換や協調の促進、(ii) 予防的措置の将来的な基準強化の検証、(iii) 対象を特定した金融制裁措置における協調、を含む、行動を定めており、(ii) は 2016 年 9 月末まで、(i) 及び (iii) は 2016 年々までの期限が設定されている。当該行動計画が採択されて以降、G7 はその実施に取り組んでおり、(ii) に関する進捗は以下のとおり。

『テロ資金対策に関する G7 行動計画』の<sup>12</sup> G7 による将来的な基準強化の検証』より抜粋)

G7 は、G7 各国の要件を見直す観点から 2016 年 9 月末までに FATF 基準の関連する数居値を分析し、最も効果的にテロ資金供与と闘うために FATF と協働し続ける。このために、我々は

- (a) 現金の携帯輸出入の申告に係る数居値を 1 万 5 千ユーロ/米ドル/カナダドル・2 百万円から、1 万ユーロ/米ドル/カナダドル・百万円へ引き下げることコミットする。
- (b) すべての G7 各国が、仮想通貨やプリペイドカード等の新しい決済手段に FATF 基準を適用する、または適用に取り組むことを確認し、FATF 加盟国間で新たな決済手段に関するこれらの基準の実施を推奨するよう FATF と協働する。
- (c) リスク、負担、便益及び特定された金融商品や取引に係る具体的な悪用の実態を考慮しつつ、口座、口座類似商品、及び国外電信送金を含む予防的措置における他の数居値を更に調査し、また、新しい数居値が適切か検証する。

仮想通貨やプリペイドカード等の新しい決済手段のテロ資金供与リスクが高まっており、G7 各国は FATF ガイダンスに準拠しつつ、これらに FATF 基準を適用する、または適用に取り組むことを確認した。G7 各国では、プリペイドカードと仮想通貨について、マネロン・テロ資金供与対策に関する規制が導入されている、又は近々導入される予定となっている。

(財務省注) 日本では、既に現金引出可能なプリペイドカードについては、資金移動業として規制が導入されている。また、仮想通貨と法定通貨との交換等を行う仮想通貨交換業者については、規制導入に向けて法改正を実施 (平成 28 年 6 月公布、公布から 1 年以内に施行予定)。